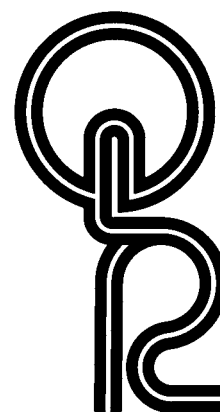


# QR Newsletter



## 第四紀通信

Vol. 29 No.6, 2022



岩手宮城内陸地震（2008 年）では、幅 900 m、斜面長 1300 m の荒砥沢地すべりが滑動した。ここでは、治山工事を最低限に留めて地すべり地形を残し、栗駒山麓ジオパークの活動が行われている。（宮城県栗原市 2021 年 8 月 目代邦康撮影）

Vol. 29 No. 6

December 1, 2022

2023 年大会案内（第 2 報）..... 2	臨時評議員会議事録..... 4
学会賞・学術賞受賞者講演会案内 .... 2	執行部会議事録..... 7
JpGU2023 案内（第 1 報）..... 2	会員消息..... 8
学会賞・論文賞等推薦のお願い..... 3	

## ◆日本第四紀学会 2023年大会案内(第2報)

日本第四紀学会 2023年大会は以下の日程で開催予定です。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、一部変更・中止になることがあります。

日程：2023年9月1日(金)～4日(月)

- 9月1日(金) 一般研究発表(口頭及びポスター) 評議員会
- 9月2日(土) 一般研究発表(口頭及びポスター) 総会(ハイブリッド形式) 懇親会
- 9月3日(日) シンポジウム/普及講演会(公開/ハイブリッド形式)
- 9月4日(月) 専門巡検

開催場所：(会場) 早稲田大学所沢キャンパス(埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15)

(巡検地) 埼玉県加治丘陵(西武池袋線仏子駅付近の入間川沿いに露出する下部更新統仏子層)

開催方法：完全対面方式(一部除く)を基本とする。ただし今後の社会状況次第では完全オンライン方式に移行する場合があります。

大会実行委員長：山田和芳(早稲田大学)

実行委員：久保純子(早稲田大学)、納谷友規(産業技術総合研究所)、工藤雄一郎(学習院女子大学、行事委員長)ほか

---

## ◆2022年日本第四紀学会 学会賞・学術賞記念講演会のお知らせ

期日：2023年2月18日(土) 9:30～12:30

参加方法：Zoomによるオンライン講演会、無料(非会員の方でも参加できます)。

申し込み方法：後日改めて、学会HPおよび会員メーリングリストにてご案内致します。

- プログラム：
- 9:30～9:35 開会挨拶
  - 9:35～10:25 学会賞受賞講演 池原 研会員  
「巨大地震時に海底で起こること、そしてその地層記録と新たなチャレンジ」
  - 10:25～10:35 休憩
  - 10:35～11:25 学術賞受賞講演 須貝俊彦会員  
「湿潤変動帯島弧の山地・河川・平野の地形発達史研究―回顧と展望―」
  - 11:25～11:35 休憩
  - 11:35～12:25 学術賞受賞講演 澤井祐紀会員  
「地層の記録が明らかにする過去の巨大地震・津波」
  - 12:25～12:30 閉会挨拶

---

## ◆日本地球惑星科学連合 2023年大会(JpGU2023)のお知らせ(第1報)

2023年5月21日(日)～26日(金)の6日間の日程で日本地球惑星科学連合2023年大会(JpGU2023)が、現地(幕張メッセ)とオンラインをミックスしたハイブリッド形式にて開催されます。JpGU2023では、宇宙惑星科学、大気水圏科学、地球人間圏科学、固体地球科学、地球生命科学、教育・アウトリーチ、複数領域の7つの一般カテゴリーに加えて、一般市民参加者向けのパブリックセッション、全分野に関する話題を取り上げるユニオンセッションなど、総数200を超えるセッションが企画される予定です。

日本第四紀学会ではこれまでと同様に、「第四紀：ヒト―環境系の時系列ダイナミクス」を単独で、「活断層と古地震」を他学会と共同で主催してセッション提案をおこないます。ほかにも第四紀関連セッションが多数提案される見込みです。2022年大会と同様に、発表者は現地またはオンラインの発表形式を自由に選択することができます。参加者についても必ずしも現地に赴かなくても参加できるスタイルが継続されます。会員の皆様の積極的参加を期待しています。

大会に関する詳細は [https://www.jpгу.org/meeting\\_j2023/](https://www.jpгу.org/meeting_j2023/) をご覧ください。

日本地球惑星科学連合 2023 年大会— JpGU2023

日時：2023 年 5 月 21 日（日）～ 26 日（金）6 日間

形式（口頭発表）：セッションごとに現地会場と Zoom ライブ中継によるオンラインを併用したハイブリッド形式にて実施します。

形式（ポスター発表）：オンライン（大会参加サイト「Confit」上の発表スペース）上で資料掲示（必須）をして、現地ポスターコアタイムあるいはオンラインポスターセッションのいずれかもしくは両方で発表します。またポスター発表者は口頭セッション枠内で設定されるポスターフラッシュトークを行います。

主催：公益社団法人日本地球惑星科学連合（JpGU）

※大会に参加するためには、JpGU の ID 登録が必要となります。

※現地会場に来場される場合は、JpGU が定める新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの順守が求められます。

※今後の感染状況次第では完全オンライン開催に移行することもあります。

【主な日程】

開催セッション公開 2022 年 12 月 9 日（金）

コマ割公開 2022 年 12 月 19 日（月）

投稿受付期間 2023 年 1 月 11 日（水）～ 2 月 16 日（木）（早期締切：2 月 2 日（木））

発表プログラム公開 2023 年 3 月 24 日（金）

◆ 2023 年日本第四紀学会学会賞・論文賞等の推薦のお願い

「日本第四紀学会会則」の第 3 条（3）に基づき、2023 年日本第四紀学会学会賞（以下、学会賞）、日本第四紀学会学術賞（学術賞）、日本第四紀学会若手学術賞（若手学術賞）並びに日本第四紀学会論文賞（論文賞）、日本第四紀学会奨励賞（奨励賞）の受賞候補者の推薦募集を行います。前 3 賞は学会賞選考委員会が会員からの推薦をもとに受賞候補者を選考し、後 2 賞は論文賞選考委員会が会員からの推薦を参考に受賞候補者を選考します。最終的に 2023 年 6 月頃に開催される評議員会で受賞者が決定され、2023 年大会で表彰される予定です。会員のみならず多数のご推薦をお待ちしております。

なお、推薦にあたっては、学会 HP の「会則・規則」のページ (<http://quaternary.jp/intro/rules/rules.html>) に掲載されている「日本第四紀学会顕彰規程」及び関連する内規をご参照の上、下記に従って推薦書類をお送り下さい。また、過去に受賞した会員は、論文賞を除き同じ賞を受賞することはできませんので、学会 HP の「歴史」のページ (<http://quaternary.jp/intro/history.html>) で歴代受賞者を事前にご確認頂きますようお願い致します。

1. 各賞の概要と推薦書類の記入内容

■ 学会賞・学術賞

学会賞と学術賞は、第四紀学の発展に寄与する研究や学会活動への貢献を行ってきた会員に贈られる賞です。

学会賞：第四紀学の発展に貢献した顕著な業績や活動および学会活動に貢献した正会員に授与。学会における最高の賞。毎年若干名。

学術賞：第四紀学の発展に貢献した優れた学術業績をあげた正会員に授与。優れた編書、著書、論文などの一連の業績が対象。対象成果が複数の著書（研究グループ等を含む）によりなされた場合には、筆頭著者または代表者に授与。毎年若干名。

下記の情報を記した推薦書類を作成して、主要業績リストと併せて日本第四紀学会事務局へ送付して下さい。

- (1) 推薦者の氏名・所属・連絡先（自薦を含む）
- (2) 賞の名称
- (3) 候補者の氏名・所属・連絡先
- (4) 学会賞の場合には、具体的な業績や活動内容を示した受賞件名  
学術賞の場合には、授賞の対象となる一連の業績を含めた受賞件名
- (5) 推薦理由（1000 字以内）

■若手学術賞

若手学術賞は国際誌等における研究発表を通して第四紀学に貢献した優れた学術業績をあげた若手会員(2023年4月1日時点で39歳以下の会員)に授与されるものです。受賞者数は若干名で、受賞対象は過去2年間の国際誌等に掲載された論文(オンライン化された論文を含む)の筆頭著者とします。受賞者には副賞として5万円の奨学金が授与されます。

下記の情報を記した推薦書類を作成し、推薦する論文のPDFとともに学会事務局へ送付して下さい。

- (1) 推薦者の氏名・所属・連絡先(自薦を含む)
- (2) 賞の名称
- (3) 候補者の氏名・所属・連絡先
- (4) 推薦論文題目、論文が掲載された雑誌名および出版年月・巻・号・頁、またはオンラインの公開日及びDOI
- (5) 推薦理由(800字以内)

■論文賞・奨励賞

論文賞と奨励賞は、過去2年間に刊行された「第四紀研究」(第60巻第1号～第61巻第4号)に掲載された論文と著者が対象となります。

論文賞:会員である論文著者全員に授与。毎年1～2件程度。対象は掲載された全ての論文(短報を含む)。

奨励賞:会員である筆頭著者に授与。年齢は2023年4月1日時点で35歳以下。毎年1～2件程度。

受賞者には副賞として5万円の奨学金が授与されます。

推薦書類には下記の情報を記し、学会事務局へ送付して下さい。

- (1) 推薦者の氏名・所属・連絡先(自薦を含む)
- (2) 賞の名称
- (3) 論文賞の場合には、全著者名と推薦論文名
- (4) 奨励賞の場合には、候補者名と推薦論文名
- (5) 推薦理由(1000字以内)

2. 推薦書類の送付先

各賞の推薦書類は、郵送または電子メールで日本第四紀学会事務局へ送付して下さい。送付先の住所ならびに送信先のメールアドレスは下記のとおりです。

郵送:〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル

メールアドレス:daiyonki(at)shunkosha.com (“(at)”の部分で“@”に変えて下さい)

郵送の場合の宛名は、学会賞・学術賞・若手学術賞の推薦書類については、「日本第四紀学会 学会賞選考委員会」宛、論文賞・奨励賞の推薦書類については「日本第四紀学会 論文賞選考委員会」宛として下さい。電子メールの場合には、上記のそれぞれの宛先名を電子メールの件名に入力して送信して下さい。なお、PDF等のファイルを電子メールで送る場合、その容量が大きい場合(10MB以上)には、ファイル転送サービスを利用して下さい。

3. 提出期限

推薦書類の提出期限は、いずれも2023年2月28日(火)(必着)です。

◆日本第四紀学会 2022 年度第 2 回 (臨時) 評議員会議事録

日時:2022年10月26日(水)11:00～12:15  
 方法:Zoomシステムを用いたオンライン会議  
 出席者:鈴木毅彦(会長)、北村晃寿(副会長)、須貝俊彦(副会長)、以下評議員、久保純子(議長)、オブラクタ スティーブン フィリップ、加 三千宣、田村 亨、吾妻 崇、奥野 充、苅谷愛彦、佐藤善輝、丹羽雄一、堀 和明、青木かおり、卜部厚志、兵頭政幸、水野清秀、井上 淳、江口誠一、工藤雄一郎、高原 光、中塚 武、百原 新、石原与四郎、三田村宗樹

委任状:10通(議長委任10)  
 オブザーバー出席:齋藤文紀(会長経験者)

須貝俊彦副会長の司会で開会され、鈴木毅彦会長の挨拶に続き、北村晃寿副会長から定足数を満たしていることが報告された。その後、久保純子議長の進行で議事が進められ、各審議事項・報告事項は資料に基づき、主に水野清秀庶務委員長が説明を行った。下記の通り、審議事項は一部条件付きで全て承認された。最後に北村副会長の挨拶で閉会となった。

**審議事項****(1) 2022 年度評議員会 議長代理の補充について**

2022 年度評議員会議長代理は残りの 1 名が決まっていなかったが、執行部会から、中塚 武評議員が推薦され、賛成多数で承認された。

**(2) 法務委員会規程の改訂案**

現法務委員会規程では、委員に欠員が生じた場合の補充等についての記載がなく、また、任期もいつからいつまでかが明確に示されていなかったため、法務委員会規程の改訂案が執行部会から提案され（資料 1 参照）、審議の結果、賛成多数で承認された。

**(3) 2021-2022 年度法務委員の補充について**

2022 年大会の総会において、法務委員会常任委員である松浦秀治会員が名誉会員に選出され、規約上 1 名の欠員が生じた。審議事項 (2) で承認された改正された法務委員会規程に基づき、2021-2022 年度の法務委員 1 名を補充することとなった。会長から、近藤 恵会員が推薦され、賛成多数で承認された。

**(4) 2022 年度学会賞選考委員の承認**

学会賞選考委員会は会長を委員長、前会長を委員とし、その他の領域から推薦された各 1 名の委員で構成される。下記 5 名の会員を 2022 年度学会賞選考委員会委員とすることが審議され、賛成多数で承認された。

鈴木毅彦（会長：領域 3）、齋藤文紀（前会長：領域 1）、藤原 治（領域 2）、高原 光（領域 4）、小野有五（領域 5）

**(5) 2022 年度論文賞選考委員の承認**

各領域から推薦された下記 5 名の会員を 2022

年度論文賞選考委員会委員とすることが審議され、賛成多数で承認された。

入野智久（領域 1）、奥野 充（領域 2）、卜部厚志（領域 3）、海部陽介（領域 4）、西山賢一（領域 5）

なお、委員長を評議員から選出することになっているが、委員の互選で決めることにし、その後、評議員会の承認を受けることとした。

**(6) 2022 年度選挙管理委員の承認**

2023-2024 年度の役員選挙事務を管理・運営するため、5 名の正会員からなる選挙管理委員会が設置される。執行部会から 2022 年度選挙管理委員会委員として下記 5 名の会員が推薦され、賛成多数で承認された。

石輪健樹（領域 1）、石村大輔（領域 2）、納谷友規（領域 3）、橋詰 潤（領域 4）、岩本直哉（領域 5）

**報告事項****(1) 総合資源エネルギー調査会臨時委員の推薦依頼に対する対応**

資源エネルギー庁より、「地層処分技術 WG」を再開させたいため、学会から委員を推薦してほしい旨の依頼があった。初期の 2013 年には、高レベル放射性廃棄物地層処分問題について学術的な立場から問題点を指摘できる委員を推薦した。しかし当初から政策的な内容に言及することは当学会の扱ってきた範囲を超えるものと考えており、2014 年の科学的有望地選定の議論を主体とした WG 再開に伴う委員の再任依頼に対しては、推薦を行わなかった。それ以降も当学会では放射性廃棄物地層処分問題を主テーマとして扱っておらず、執行部会の判断で、今回も委員の推薦は行わなかった。

**【資料 1】****日本第四紀学会 法務委員会規程（改訂案）**

\* 下線部が追加・修正部分

(2009 年 8 月 28 日、評議員会にて決定)  
 (2010 年 1 月 31 日、評議員会にて一部改正)  
 (2014 年 2 月 2 日、評議員会にて一部改正)  
 (2014 年 9 月 6 日、評議員会にて一部改正)  
 (2017 年 6 月 17 日、評議員会にて一部改正)  
 (2022 年 10 月 26 日、評議員会にて一部改正)

**[目的]**

第 1 条 本規程は、会員による研究結果の捏造・改ざん・盗用、研究費の不正使用等の不正行為等に適切に対処するための組織、申し立て及び除名等に関する手続き及び権限等について規定するものである。なお、不正行為等の判断は、日本第四紀学会倫理憲章のほか日本学術会議による「科学者の行動規範」を基準とする。

**[法務委員会の設置]**

第 2 条 本会に、第 1 条の目的のための法務委員会を常設する。

2. 法務委員会は、常任委員、臨時委員から構成される。常任委員は会長が推薦し、評議員会の承認を受けた 5 名の正会員からなる。常任委員の互選により法務委員長を選任する。常任委員の任期は会長・副会長・評議員の就任時期にあわせた 2 年間とし、再任を妨げない。常任委員の任期を半年以上残した時点で欠員が生じた場合には、評議員会の議を経て残期間の常任委員を

補充する。ただし、申し立ての調査や審理が必要な場合には、残りの任期にかかわらず、速やかに補充する。臨時委員は審理の必要に応じて選出され、会長が推薦し評議員会の承認を受けた、正会員及び法律の専門家などの外部委員併せて4名以上とする。臨時委員の任期は2年以内とし、会長が委嘱する。

3. 評議員会は、任期途中であっても正当な理由があれば常任・臨時委員を解任することができ、その場合には残期間の間務める委員を速やかに補充する。
4. 法務委員会委員長は、委員会の承認を得て、関係者（会員以外を含む）の出席を求めることができる。

[人権の尊重]

第3条 法務委員会におけるすべての手続きは、関係者の人権を最大限尊重して行うこととする。

[守秘義務]

第4条 法務委員会構成員及び委員会に出席した、あるいは事情を聴取された関係者は、本規程による調査及び審理等により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

[不正行為等の疑いの申し立て]

第5条 会員に不正行為等の疑いがあると思料する者は、原則として自分の氏名を明らかにした上で、法務委員会宛の書面を学会事務局に送付し、申し立てを行うことができる。

[調査]

第6条 申し立てがあった場合には、法務委員会は速やかに申し立て内容が事実であるかどうかを調査しなければならない。

2. 調査にあたっては、次の事項を行うことができる。
  - (1) 関係者からの聴取
  - (2) 関係資料・研究資料等の調査
  - (3) その他調査に必要な事項
3. 会員である関係者は、法務委員会の調査に対して、誠実に協力しなければならない。また法務委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

[調査報告]

第7条 法務委員会は、申し立てに対する調査結果を、幹事会執行部会及び評議員会に報告するとともに、申し立て者ならびに被申し立て者に通知しなければならない。

[追加調査及び審理]

第8条 不正行為等が存在すると思料される調査結果が出された場合には、評議員会は法務委員会に臨時委員を追加選出し、法務委員会で審理を行うとともに、必要に応じて追加調査を行う。

[裁定]

第9条 法務委員会は、最終的な調査結果に基づき、不正行為等の有無及び程度、ならびに必要な措置について審理し裁定を行って、その結果を幹事会執行部会ならびに評議員会に報告する。

2. 裁定は、常任委員及び臨時委員総数の3分の2以上の議決により決定することを原則とする。
3. 裁定を行うに当たっては、被申し立て者には書面あるいは口頭による弁明の機会を与えなければならない。
4. 不正行為等を行った会員への措置は、程度や役職に応じて次のとおりとする。除名、役員解任、そのほか不正行為排除のために必要な措置。
5. 不正行為等が無かったとする裁定結果については、申し立て者ならびに被申し立て者に通知しなければならない。

[措置]

第10条 会長は、法務委員会の裁定にしたがい、不正行為等を行った会員に措置を通告しなければならない。

2. 裁定結果と措置の内容は、個人情報または知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について被申し立て者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。

[申し立て者及び調査協力者の保護]

第11条 不正行為等に関する申し立て者及び調査協力者に対しては、申し立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行う。

[被申し立て者の名誉回復措置]

第12条 裁定と措置を公表した後、不正行為等が存在しなかったことが確認された場合には、会長は被申し立て者の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

[関係機関との連絡協議]

第13条 法務委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

[啓発活動]

第14条 法務委員会は、行動規範の遵守を促すために、会員の倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。  
[規程の変更]

第15条 本規程の変更には、評議員会の承認を必要とする。

付則1 日本第四紀学会事務局は東京都新宿区大久保2丁目4番地12号ラムダックスビル10階(〒169-0072)に置く。

付則2 本規程は2022年10月26日より施行する。

<参考>

現行の法務委員会規程(一部)

[法務委員会の設置]

第2条 本会に、第1条の目的のための法務委員会を常設する。

2. 法務委員会は、常任委員、臨時委員から構成される。常任委員は会長が推薦し、評議員会の承認を受けた5名の正会員からなる。常任委員の互選により法務委員長を選任する。常任委員の任期は2年とし、再任を妨げない。臨時委員は審理の必要に応じて選出され、会長が推薦し評議員会の承認を受けた、正会員及び法律の専門家などの外部委員併せて4名以上とする。任期は2年以内とし、会長が委嘱する。評議員会は、任期途中であっても正当な理由があれば常任・臨時委員を解任することができ、その場合には委員を速やかに補充する。
3. 法務委員会委員長は、委員会の承認を得て、関係者(会員以外を含む)の出席を求めることができる。

## ◆日本第四紀学会 2022年度第2回執行部会議事録

日時：2022年10月16日(日)9:00～12:30

方法：Zoomシステムを用いたオンライン会議

出席者：鈴木毅彦(会長)、北村晃寿(副会長)、須貝俊彦(副会長)、水野清秀(庶務)、齋藤めぐみ(会計)、荻谷愛彦(編集)、山田和芳(渉外)、田村亨(領域1)、堀和明(領域2)、目代邦康(領域5)  
欠席者：那須浩郎(広報)、工藤雄一郎(行事)、卜部厚志(領域3)、海部陽介(領域4)

### 主な報告事項

- (1) 転載許可申請1件を承認した。
- (2) 共催依頼1件(第32回社会地質学シンポジウム)、後援依頼1件(ミニシンポジウム「日本の山火事・野火研究：地質時代から現在まで」)を承諾した。
- (3) 静岡大会の大会実行委員会から収支決算書類を提出した。
- (4) 会費のオンライン決済システムの構築に関して、決済に使用する銀行口座開設の申請を行った。
- (5) 第四紀研究第61巻3号(論説1、短報1、書評1)を刊行し、早期公開論文2編(61巻4号掲載予定)をJ-STAGEより公開した。また、今号から表紙・背表紙に「書評(Book review)」見出しを掲載することとした。
- (6) 2022年10月10日現在、第四紀研究通常号の投稿論文は8編(内受理済み5編)、特集号全体の投稿論文は13編(内受理済み2編)である。

(7) 編集委員会をオンライン及びメール審議形式で3回開催した(2022年9月3日～10日、9月4日、9月28日～10月5日)。

(8) 2023年大会を9月1日～3日、早稲田大学所沢キャンパスで行う予定である。実行委員の依頼、シンポジウム・普及講演・巡検などの企画を進めている。

(9) 10月22日(土)に開催する第14回防災学術連携シンポジウム・ぼうさいこくたい2022「自然災害を取り巻く環境の変化—防災科学の果たす役割」の第2部特別シンポジウムにおいて、北村晃寿副会長(静岡大学)が「熱海の盛土崩落の原因に関する地球科学的研究」と題した講演を日本第四紀学会を代表して、日本古生物学会と共同提案する形で行う。

(10) The Anthropocene Reviewに投稿した別府湾サイトのGSSP審査用論文が10月7日に受理された。Anthropocene Working Group内で審査、投票が行われ、12月にその結果がドイツベルリンで公表される予定である。

(11) 縄文時代早期をテーマとした公開シンポジウム(2023年3月5日に國學院大學にてハイブリッド方式)とミニシンポジウム「日本の山火事・野火研究：地質時代から現在まで」(2022年11月26日)の開催準備を進めた。

### 主な審議事項

- (1) 2022年度学会賞選考委員・論文賞選考委員・

選挙管理委員候補者を決定し、第2回（臨時）評議員会を開催して承認してもらうことにした。併せて、評議員会議長代理の追加候補者も執行部会から推薦することにした。

(2) 法務委員会常任委員に欠員が生じたため、「法務委員会規程」の改訂案を評議員会で提案し、可決されたのち、会長から推薦する補充の委員を承認してもらうことにした。

(3) 臨時の評議員会は10月下旬にオンラインで開催することで日程調整を行うことにした。

(4) 学会賞・学術賞・若手学術賞の候補者推薦、論文賞・奨励賞の候補者・候補論文推薦の締め切りを2023年2月28日、各選考委員会の選考答申の締め切りを2023年5月31日とすることに決めた。

(5) 資源エネルギー庁からの総合資源エネルギー調査会臨時委員の推薦依頼について検討を行い、これまでの学会の方針を継承して、推薦は行わないことにした。

(6) 若手への顕彰や助成、第四紀研究・第四紀通信の出版形態などに関する会員へのアンケート実施を検討することとし、その具体的な内容や方法などを次回執行部会で議論することにした。

(7) 第四紀研究の別刷現物と請求書送付の時期が最大半月程度ずれていることに対して、できるだけ合わせるように事務局・編集書記・印刷所で協力してもらうことを確認した。

(8) 第四紀通信（印刷版）に間違いがあったことを受けて、ゲラ段階での確認作業を徹底することとした。

(9) 日本地球惑星科学連合(JpGU)2023大会(2023年5月21～26日)でのセッション提案について、例年通り単独開催として「第四紀」、共同開催として「活断層と古地震」を提案することにした。また「第四紀」セッションコンビナーナも前年と同じメンバーとし、セッション枠確保のために、会員に投稿を促す広報を実施する。

(10) 2026年の70周年出版記念本についてのスキーム整理（出版社とのコンセンサスを含め、具体的な進め方についての議論）をスタートさせることにした。渉外委員長を中心にまずたたき台を作成し、デジタル対応できるように配慮も行う。

(11) INQUA2023ローマ大会の若手参加支援についてその条件や一人当たりの支援額等を議論し、会員MLにて周知することにした。

.....

★★★ 第四紀学会に情報をお寄せください ★★★

日本第四紀学会では、第四紀通信のほか、メーリングリスト(ML)、ホームページ(HP)を用いて情報発信をしております。メール本文に配信内容のタイトルと簡単な情報を書いて広報委員会アドレス(jaqua-koho(at)quaternary.jp)へご投稿ください。

情報発信の手段として、MLの積極的な使用をお願いします。MLへのご投稿についての詳細は、第四紀通信29巻4号の巻末をご覧ください。HP(<http://quaternary.jp/>)でも閲覧可能です。

第四紀通信には主催・後援イベントなど第四紀学会として会員に広く周知する必要があると認められる情報を、HPには主催・後援イベントなどのほか「公募・助成」情報等を掲載します。

詳しくは広報委員会アドレス宛に、個別にご相談ください。

日本第四紀学会広報委員会

日本第四紀学会事務局

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目4番地12号 新宿ラムダックスビル

株式会社春恒社 学会事業部内

E-mail: daiyonki(at)shunkosha.com 電話: 03-5291-6231 FAX: 03-5291-2176